

令和7年度 就学援助制度のご案内

松浦市では、経済的理由により、お子様の小・中学校での学習が妨げられることがないように、お困りの方に対して給食費や学用品費等の経費の一部を援助しています。

また、令和7年4月に松浦市立小・中学校に入学予定のお子様の保護者様で就学援助の要件に該当し申請後認定された方に、就学援助の新入学用品費（ランドセル・制服等入学に必要なものを購入する費用）を入学前（3月）に支給します。

援助を希望される方は申請をして認定を受ける必要がありますので、下記をご覧ください。

申請受付期間（全学年共通） 令和7年1月6日～令和7年1月31日（休業日・年末年始を除く）

※上記期間は4月1日付認定の場合の受付期間です。受付期間を過ぎた場合でも、随時申請は可能です。

○援助を受けることができる方

次の（１）～（４）の全部の要件に該当し申請後、認定を受けた方

- （１）松浦市に住民登録のある方
- （２）松浦市立小学校又は中学校に在籍しているお子様の保護者の方、又はお子様が令和7年4月に松浦市立小学校又は中学校に入学予定の方
- （３）経済的な理由により給食費や学用品費の支払いにお困りの方で松浦市の就学援助認定要件（下記記載）に該当する方
- （４）生活保護（教育扶助）を受給していない世帯の方

○新入学用品費の入学前（3月）支給を受けることができる方

上記（１）～（４）に加え下記の要件に該当する方

令和7年1月31日までに申請書及び添付書類を提出され、認定を受けた方
（令和7年4月に松浦市立小・中学校に入学予定のお子様の保護者のみ）

認定要件 ①	申請を行う年度に次のいずれかの措置を受けた方
イ	生活保護が停止または廃止された
ロ	市民税が減免された
ハ	国民健康保険税が減免された
ニ	児童扶養手当の支給を受けている
認定要件 ②	上記認定要件①以外で、世帯収入の合計が松浦市の認定基準額以下の方

＜認定基準額のめやす（モデルケース）＞

（金額の単位：円）

世帯構成 （例）	2人 （母35歳 子9歳）	3人 （母35、子14、子9）	4人 （父40、母35、子14、子9）	5人 （父40、母35、子14、子9、子6）	6人 （父40、母35、子14、子12、子9、子6）
給与等の収入	2,743,000	3,434,000	3,760,000	4,165,000	4,795,000
事業所得等の所得	1,838,000	2,322,400	2,568,000	2,891,200	3,393,600

※世帯員数が同数であっても世帯構成員の内容、年齢などにより認定基準額が異なります。

○援助を受けられる費用

支給費目	内容	小学校		中学校	
		対象学年	支給額 (年額)	対象学年	支給額 (年額)
新入学用品費	新入学用品の購入にかかる経費の一部 ※ただし、小中学校新１年生 (令和７年４月１日付までに認定された方)のみ	１年生	54,060 円	１年生	63,000 円
学用品費	学用品の購入にかかる経費の一部 前期（５月）と後期（１０月）に分けて支給	全学年	11,630 円	全学年	22,730 円
通学用品費	通学用品の購入にかかる経費の一部 前期（５月）と後期（１０月）に分けて支給 ※ただし小・中学校第１学年を除く	２～６年生	2,270 円	２・３年生	2,270 円
給食費	給食費として保護者が負担する経費	全学年	実費相当額	全学年	実費相当額
修学旅行費	修学旅行に参加した場合の均一に負担する経費	学校ごと の実施学 年のみ	22,690 円 (限度額)	学校ごと の実施学 年のみ	60,910 円 (限度額)
校外活動費	校外活動に参加した場合の経費の 一部（交通費及び見学料のみ） (校外活動は各学校において実施 しない場合もあります。)	宿泊あり	全学年 3,690 円 (限度額)	全学年	6,210 円 (限度額)
		宿泊なし	全学年 1,600 円 (限度額)	全学年	2,310 円 (限度額)
通学費	住所地から指定された学校に公共交通機関で 通学する場合で、片道の通学距離が小学生４km 以上、中学生６km以上ある場合の交通費	全学年 通学に利用する公共交通機関の旅客運賃			
医療費	特定の疾病（むし歯、結膜炎、トラコーマ、中耳 炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、白せん、疥せん、 膿か疹、寄生虫病）にかかり、学校で治療を指示 された場合の医療機関での診療費用	全学年 左記の疾病の治療費の本人負担分 (学校で医療券を発行します)			

○申請手続き・認定について

- (１) 申請書類の**配布時期** 令和７年１月６日から
- (２) 申請書類の**配布場所** 松浦市立小・中学校及び松浦市教育委員会教育総務課でお受取りください。
なお、新小学１年生の保護者様には個別郵送しております。
- (３) 申請書類**提出先** お子様が在籍中の松浦市立小・中学校または松浦市教育委員会 教育総務課
※個人番号届出書を提出する場合は、学校での受付はできません。
提出先は松浦市教育委員会（教育総務課 福島分室 鷹島分室）です。
新小学１年生は松浦市教育委員会（教育総務課 福島分室 鷹島分室）
申請書の添付書類は申請書類配付時にお知らせします。

- (４) 教育委員会が申請書類を審査し、必要に応じて申請者との面談等を行い、認定の可否を決定します。

※上記申請書等は市役所HPからダウンロードできます。

【松浦市HP くらし手続きサイト→入園・入学→小中学校→就学援助制度】

○注意事項

- (1) 令和6年度に認定を受けている方で、引き続き援助を希望される方も申請手続きが必要です。
- (2) 生活保護を受けられている方は申請の必要はありません。
- (3) 就学援助での「世帯」とは同じ家に住んでいる方全てです。祖父母等で住民票を別になっている場合でも、同じ家に住んでいれば世帯に含まれます。
- (4) 次のアイのいずれかに該当する場合は、新入学用品費の入学前支給対象となりません。

ア 令和7年3月末日以前に松浦市外に転出される場合

イ 令和7年4月に松浦市立小・中学校に入学されない場合

※上記に該当し、入学前支給を受けたときは、返還していただくことになりますので、該当の可能性のある場合は、申請を行わないでください。

問い合わせ先 松浦市教育委員会 教育総務課 TEL 0956-72-1111（内線 348）
福島分室 TEL 0955-47-3111 鷹島分室 TEL 0955-48-3111